

## ノンイミグランド-B / I B ビザ (タイでの商談会 / 投資)

### 新型コロナウイルスによる入国制限の措置が実施されている期間の申請時に必要な書類

タイ王国大阪領事館は追加の書類を依頼することがあり、不備や不正な内容の申請を拒否する権限を有します。また、申請者が全ての書類を揃えていても、領事館はビザ発給を拒否する権限を有します。その際、ビザ発給拒否の理由については回答致しません。

※ 申請に必要な書類はビザ申請日から1ヶ月以内に発行されたものとなります。ただし、タイ側の会社登記謄本は6ヶ月以内発行されたもの。

### タイの政府機関で商談会 / ワーキングの場合

#### ステップ1:

招待するタイ側の政府機関が、タイ外務省領事局 (Department of Consular Affairs, Ministry of Foreign Affairs, Thailand) に、申請者がタイに入国する理由を記した書類の提出および申請者のビザ申請依頼を行います。

#### ステップ2:

タイ外務省より許可取得後、申請者はビザ申請予約を行い、下記の書類を提出する必要があります。ビザ予約の事前予約システムはこちらになります <http://vabo.thaiembassy.jp/vabo/index.php>

1. 旅券：残存有効期間が6ヶ月以上あり、査証欄の余白部分が2ページ以上あるもの
2. 3.5 x 4.5 cm のカラー写真付き申請書1枚：全ての欄を記入し、申請者が署名したもの。写真は6か月以内に撮影されたもの ([http://www.thaiconsulate.jp/files/user/appli\\_pdf/application\\_for.pdf](http://www.thaiconsulate.jp/files/user/appli_pdf/application_for.pdf))
3. 経歴書：全ての欄を記入し、申請者が署名したもの (<http://site.thaiembassy.jp/upload/pdf/about-visa-personalhistory.pdf>)
4. ビザ発行を要請する日本側の会社発行の推薦状 原本  
※署名者のパスポートのコピーを添付すること (申請者が会社の代表者の場合は推薦状に署名することができます。)
5. ビザ発行を要請するタイ側の政府機関の招聘状 原本  
※署名者のパスポートのコピーを添付すること

※推薦状および招聘状は、会社のレターヘッドのある用紙を使用し、社印の捺印および代表者(サイン権保有者)の直筆署名が必要。タイ側の招聘状の署名者はタイ商務省発行の登記簿謄本に記名のある者。招聘状の代表者署名が欠けている場合、ビザ申請の際に他の人に代理として権限を委任する委任状を提出すること。

推薦状および招聘状の必要な記載の内容は申請者名・現在の日本側の役職名・入国目的(業務内容)・商談内容・入国日(在東京タイ大使館もしくはタイ王国大阪総領事館発表の特別便の渡航日)・滞在期間・ビザの種類を記載し、宛名は [Royal Thai Consulate-General, Osaka] と記載すること。

6. 航空券 (E チケット) もしくは航空会社発行の予約確認書コピー (申請者名、便名、タイ入国日が記載されたもの)

## タイの会社との商談会の場合

1. 旅券：残存有効期間が6ヶ月以上あり、査証欄の余白部分が2ページ以上あるもの
2. 3.5 x 4.5 cmのカラー写真付き申請書1枚：全ての欄を記入し、申請者が署名したもの。写真は6か月以内に撮影されたもの ([http://www.thaiconsulate.jp/files/user/appli\\_pdf/application\\_for.pdf](http://www.thaiconsulate.jp/files/user/appli_pdf/application_for.pdf))
3. 経歴書：全ての欄を記入し、申請者が署名したもの (<http://site.thaiembassy.jp/upload/pdf/about-visa-personalhistory.pdf>)
4. ビザ発行を要請する日本側の会社発行の推薦状 原本  
※署名者のパスポートのコピーを添付すること（申請者が会社の代表者の場合は推薦状に署名することができます。）
5. ビザ発行を要請するタイ側の会社（200万バーツ以上の資本金を持つ会社）の招聘状 原本  
※署名者のパスポートのコピーを添付すること

※推薦状および招聘状は、会社のレターヘッドのある用紙を使用し、社印の捺印および代表者（サイン権保有者）の直筆署名が必要。

推薦状および招聘状の必要な記載の内容は申請者名・現在の日本側の役職名・入国目的（業務内容）・商談内容・入国日（在東京タイ大使館もしくはタイ王国大阪総領事館発表の特別便の渡航日）・滞在期間・ビザの種類を記載し、宛名は[Royal Thai Consulate-General, Osaka]と記載すること。

タイ側の招聘状の署名者はタイ商務省発行の登記簿謄本に記名のある者。

招聘状の代表者署名が欠けている場合、ビザ申請の際に他の人に代理として権限を委任する委任状を提出すること

6. 招待するタイ側の会社の登記簿謄本およびForm Bor Or Jor 5（株主名簿）（原本 もしくは 全ページに社印の捺印および代表者の直筆署名があるコピー。 署名者は、タイ商務省発行の登記簿謄本に記名のある者）
7. 過去6ヶ月間の残高が500,000バーツ相当以上ある、日本の銀行が発行した申請者の預金残高証明書及び預金通帳のコピー
8. 航空券（Eチケット）もしくは航空会社発行の予約確認書コピー（申請者名、便名、タイ入国日が記載したもの）

## タイで投資の場合

1. 旅券：残存有効期間が6ヶ月以上あり、査証欄の余白部分が2ページ以上あるもの
2. 3.5 x 4.5 cmのカラー写真付き申請書1枚：全ての欄を記入し、申請者が署名したもの。写真は6か月以内に撮影されたもの ([http://www.thaiconsulate.jp/files/user/appli\\_pdf/application\\_for.pdf](http://www.thaiconsulate.jp/files/user/appli_pdf/application_for.pdf))
3. 経歴書：全ての欄を記入し、申請者が署名したもの (<http://site.thaiembassy.jp/upload/pdf/about-visa-personalhistory.pdf>)
4. 身元保証書 原本 および 身元保証人のパスポートのデータ面（顔写真ページ）もしくは身分保証人の直筆署名入りの運転免許証の裏表のコピー
5. 下記のいずれかの投資の証明書
  - 5.1 最低300万バーツ相当のコンドミニアムの所有権証明書または購入の証明書 コピー
  - 5.2 300万バーツ以上の預金があるタイの銀行発行の預金残高証明書 コピー
  - 5.3 300万バーツ以上のタイの公共債 コピー
6. 過去6ヶ月間の残高が500,000バーツ相当以上ある、日本の銀行が発行した申請者の預金残高証明書及び預金通帳のコピー
7. 航空券（Eチケット）もしくは航空会社発行の予約確認書コピー（申請者名、便名、タイ入国日が記載したもの）

日本国籍以外の申請者が必要な追加書類：

1. 在留カードのコピー：3ヶ月以上の残存有効期間があるもの  
更新中の方は、入国管理局が発行した在留期間更新許可申請の申請受付票のコピーを提出する必要があります。
2. ビザ申請用紙（および写真）が3枚以上必要な国籍  
アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、インド、エジプト、ガーナ、カメルーン、北朝鮮、ギニア、赤道ギニア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンペ、シエラレオネ、シリア、スーダン、スリランカ、ソマリア、中国、中央アフリカ共和国、ネパール、パキスタン、パレスチナ、バングラデシュ、リビア、リベリア、レバノン
3. ビザ申請用紙（および写真）が4枚以上必要な国籍  
ナイジェリア、イラン

注意事項：

書類に記載された入国日に必ず入国すること